

# 令和3年度 事業系一般廃棄物減量等計画書 集計結果

## 1. 事業の概要

※ 本集計結果内の( )は前年度実績を表します。

本市の一般廃棄物（家庭系・事業系）の処理については、一般廃棄物処理実施計画を毎年策定し、ごみ減量及び再資源化に取り組んでいます。その取組の一つとして、平成15年度から事業用延床面積が1,000㎡以上の事業所等に対して、毎年6月末までに「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を求めています。

令和3年度は、対象となる1,309事業所(1,340事業所)のうち、1,083事業所(1,114事業所)から回答があり、回収率は82.7%(83.1%)でした。なお、事業所の業種割合は図1のとおりです。

## 2. 事業系一般廃棄物の排出状況

### (1) 総排出量とリサイクル率

令和2年度の総排出量は32,447t(34,579t)で、前年度より約2,132t減少しています。構成比率は、紙類が52.6%(51.3%)、可燃物が40.2%(41.8%)、食品循環資源6.7%(6.3%)、リサイクルできる木くず0.5%(0.6%)となっています。リサイクル(資源化)量は、19,388t(20,116t)、資源化率は59.8%(58.2%)であり、前年度と同程度となっています。(表1、図2)

※小数点以下も計算しているため合計が合わない部分があります。

種類		排出量(t)		構成比		
可燃物		13,059		40.2%		
資源物 (リサイクルできるもの)	食品循環資源	2,158		6.7%		
	木くず	172		0.5%		
	紙類	OA用紙	663	17,058	2.0%	52.6%
		段ボール	12,534		38.6%	
		新聞・情報誌	339		1.0%	
		本類・雑紙	2,172		6.7%	
		紙パック類	180		0.6%	
		機密書類	1,170		3.6%	
総排出量(t)	32,447		100%			
資源化率	59.8%					

表1 事業系一般廃棄物の令和2年度総排出量

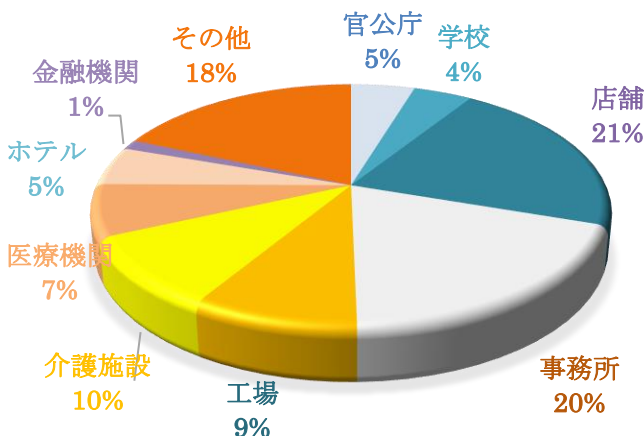


図1 事業者数の業種割合

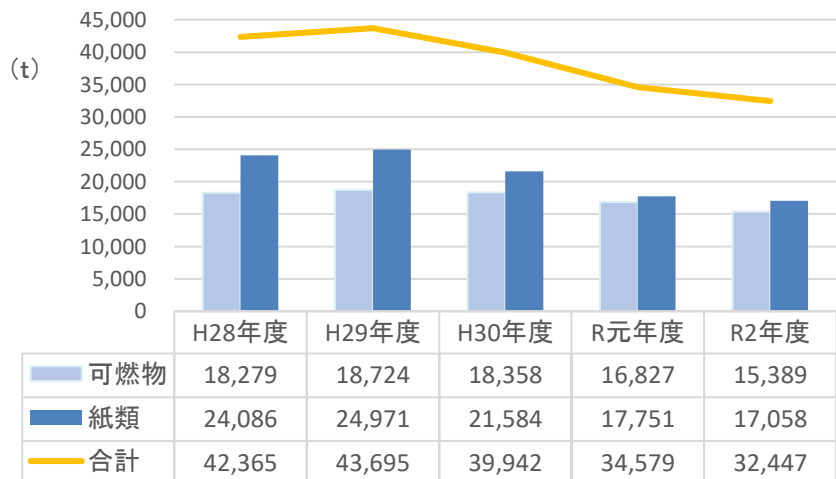


図2 事業系一般廃棄物の排出量の比較

## (2) 可燃物

可燃物の排出量は 15,389 t (16,827 t) となっており、前年度より約 1,438 t 減少しました。また、可燃物におけるリサイクル量は 2,330 t (2,364 t)、リサイクル率は 15.1% (14.1%) と前年度より 1.0% 増加しています (図 3、図 4)。リサイクル量の内訳は、食品循環資源 (リサイクルできる生ごみ) が 2,158 t、リサイクルできる木くずが 172 t となっています。

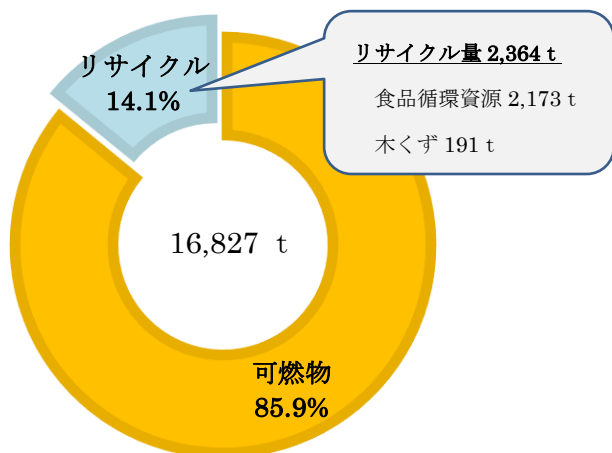


図 3 令和元年度 可燃物のリサイクル率

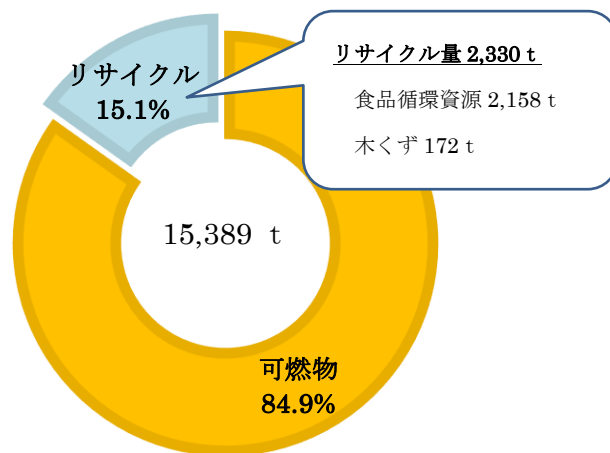


図 4 令和 2 年度可燃物のリサイクル率

### ① 食品循環資源のリサイクル量 (業種別)

食品循環資源のリサイクルは、本計画書を提出した 1,083 事業所のうち 71 事業所が実施しており、全対象事業者における実施率は 6.6% となっています。

業種別に食品循環資源のリサイクル量を見ると、リサイクル総量では店舗から排出されるものが 1,298.5 t と最も多く、食品循環資源全体量の 60.2% を占めています (図 5)。続いて、その他では 605.7 t で 28.1% を占め、官公庁では 182.0 t で 8.4% を占めています。

また、1 事業所あたりのリサイクル量は、その他が 75.7 t と最も多く、店舗が 30.9 t、官公庁が 26.0 t となっています。

食品循環資源のリサイクル量は廃棄物の総排出量のわずかに 6.7% にとどまっています。可燃物の中の生ごみなどリサイクルできる食品循環資源を分別し、リサイクルするよう努めましょう。

### ② 木くずのリサイクル量 (業種別)

木くずのリサイクルは、本計画書を提出した 1,083 事業所のうち 24 事業所が実施しており、全事業所における実施率は 2.2% となっています。

業種別のリサイクル量を見ると、工場が 81.0 t と最も多く、1 事業所あたりのリサイクル量も、工場が 13.5 t と最も多い結果となっています (図 6)。

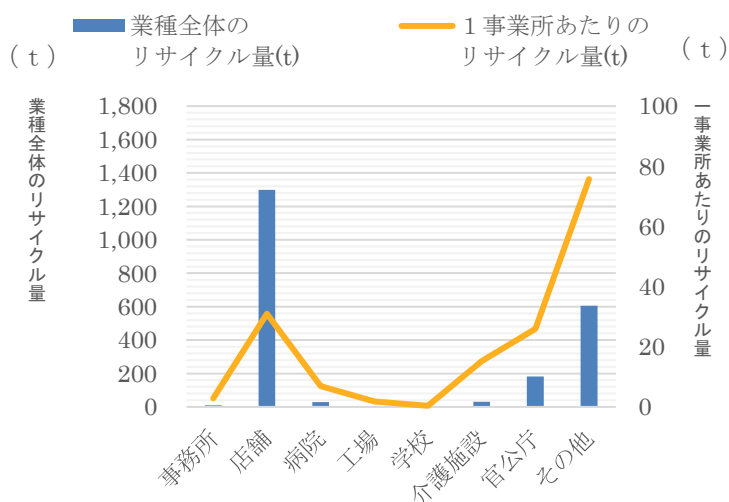


図 5 令和 2 年度 食品循環資源のリサイクル量

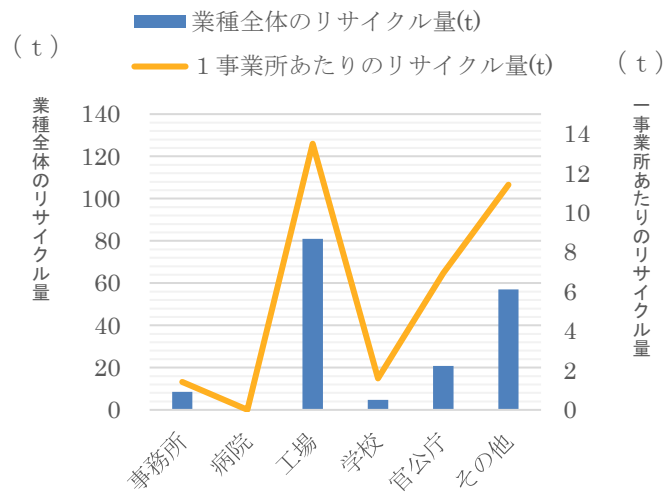


図 6 令和 2 年度 木くずのリサイクル量

### (3) 紙類

紙類の総排出量は 17,058 t (17,751 t) と前年度より約 690 t 減少 (図 7) しており、1 事業所あたりの紙の排出量は、OA 用紙が前年より最も多く減少しています。(図 8)

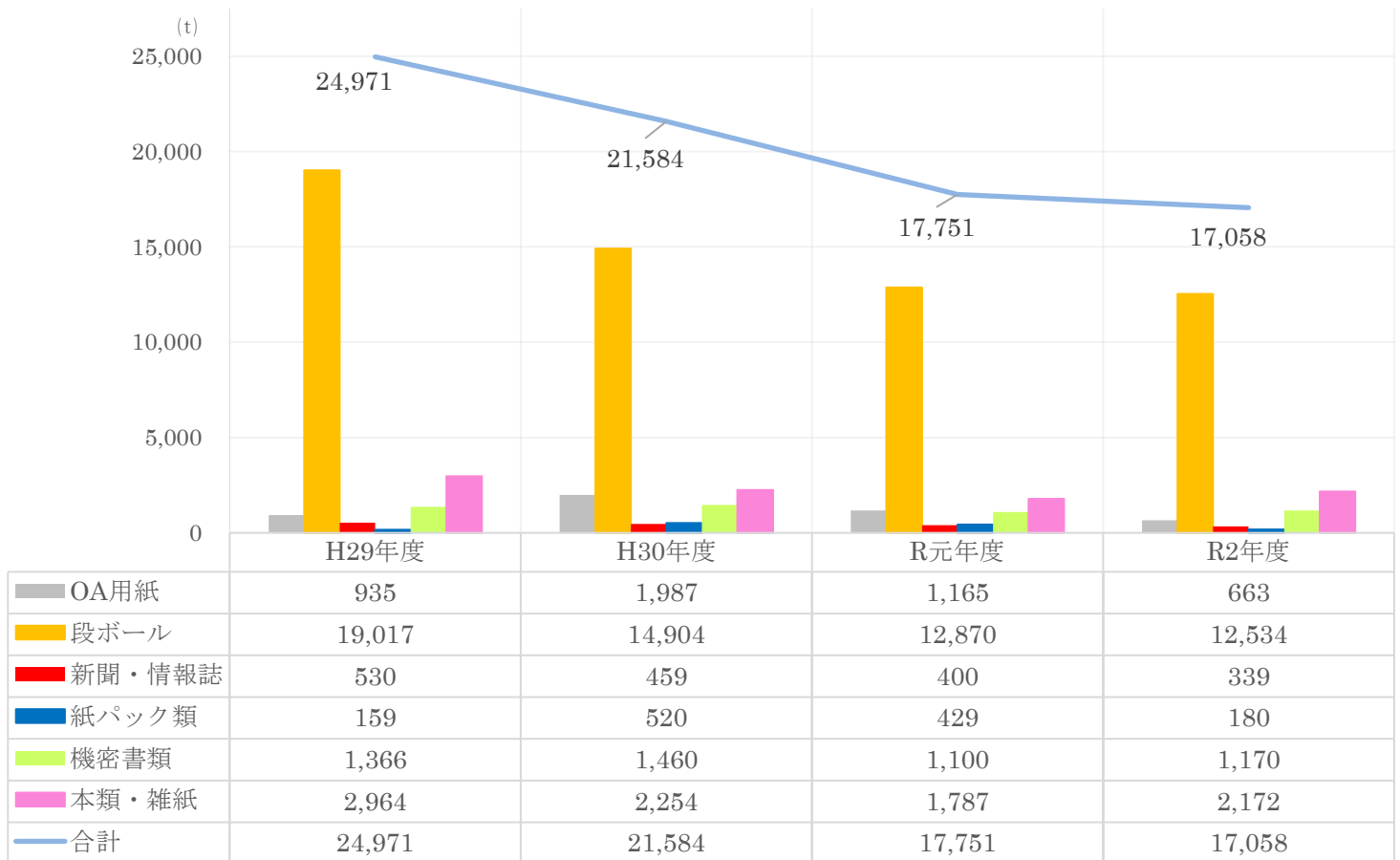


図 7 紙類の総排出量各年変化

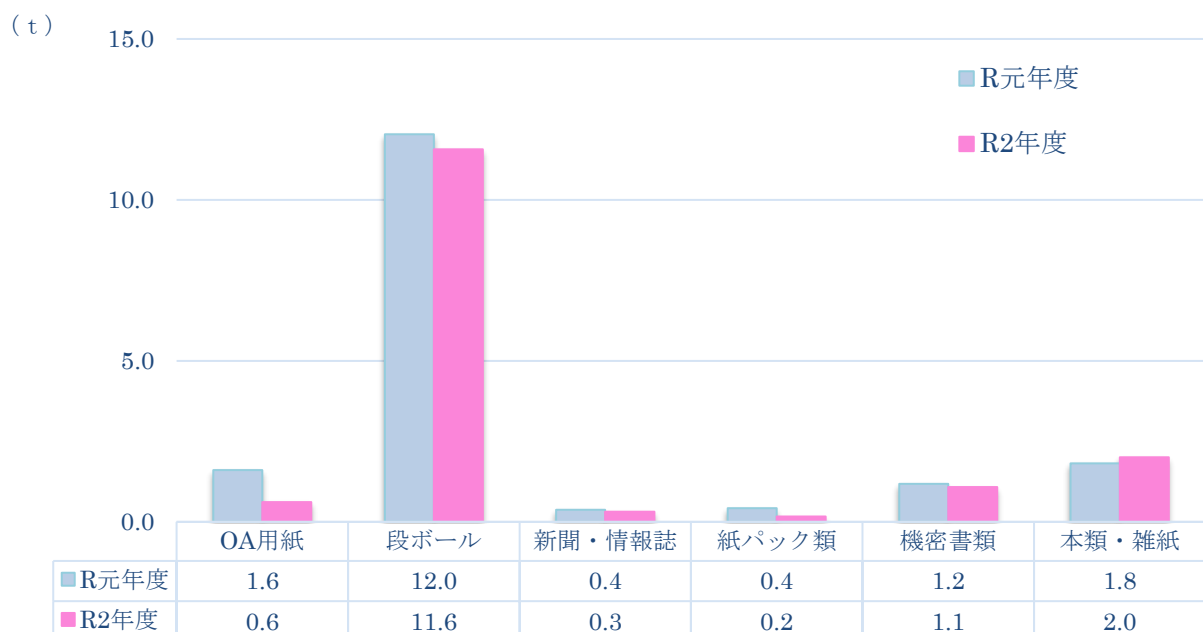


図 8 1 事業所あたりの紙類排出量

### 3. 令和3年度の目標排出量

各事業所の皆様に、令和2年度の排出量から令和3年度の目標排出量を設定していただきました。令和3年度の目標排出量を集計したところ、総排出量は30,335tになっており、2,111t減量が目標です。目標達成に向け、各事業所が廃棄物の減量や資源化に取り組みましょう。

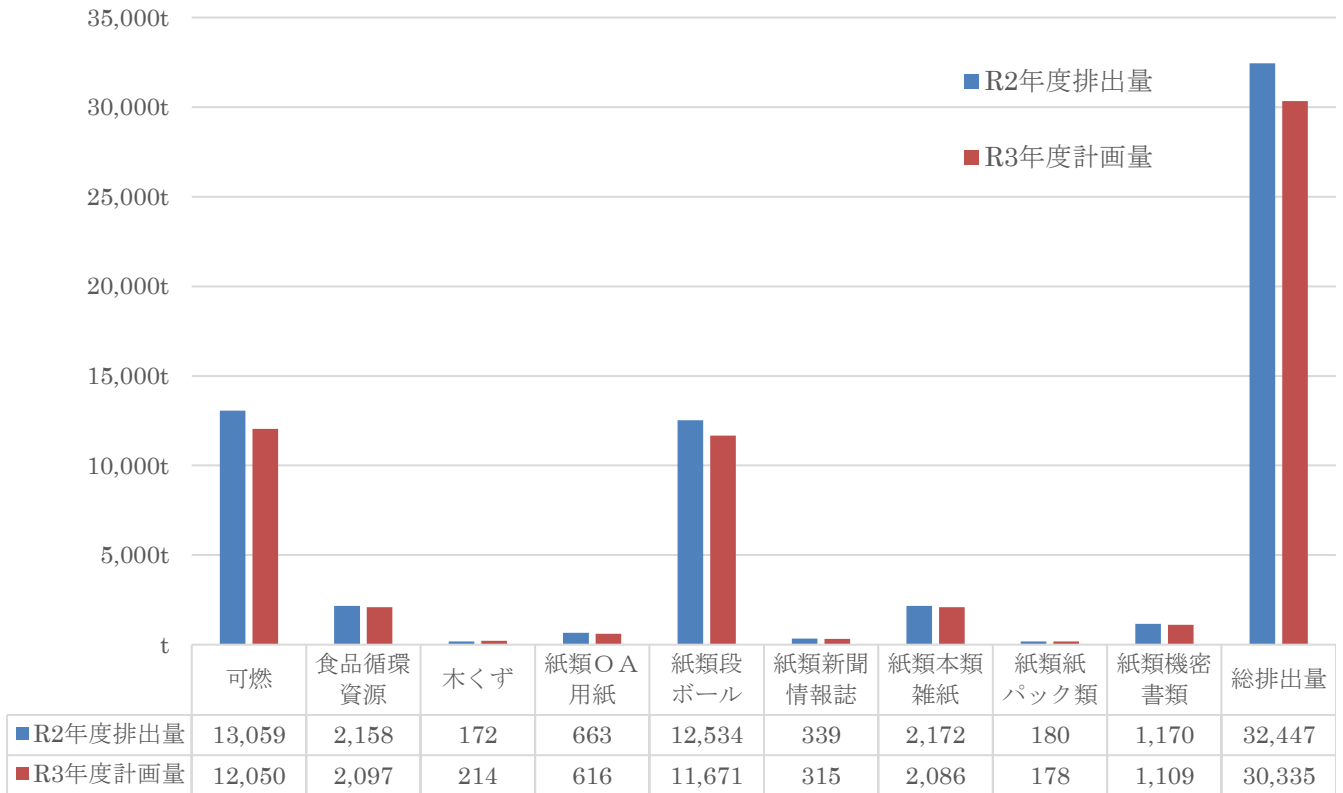
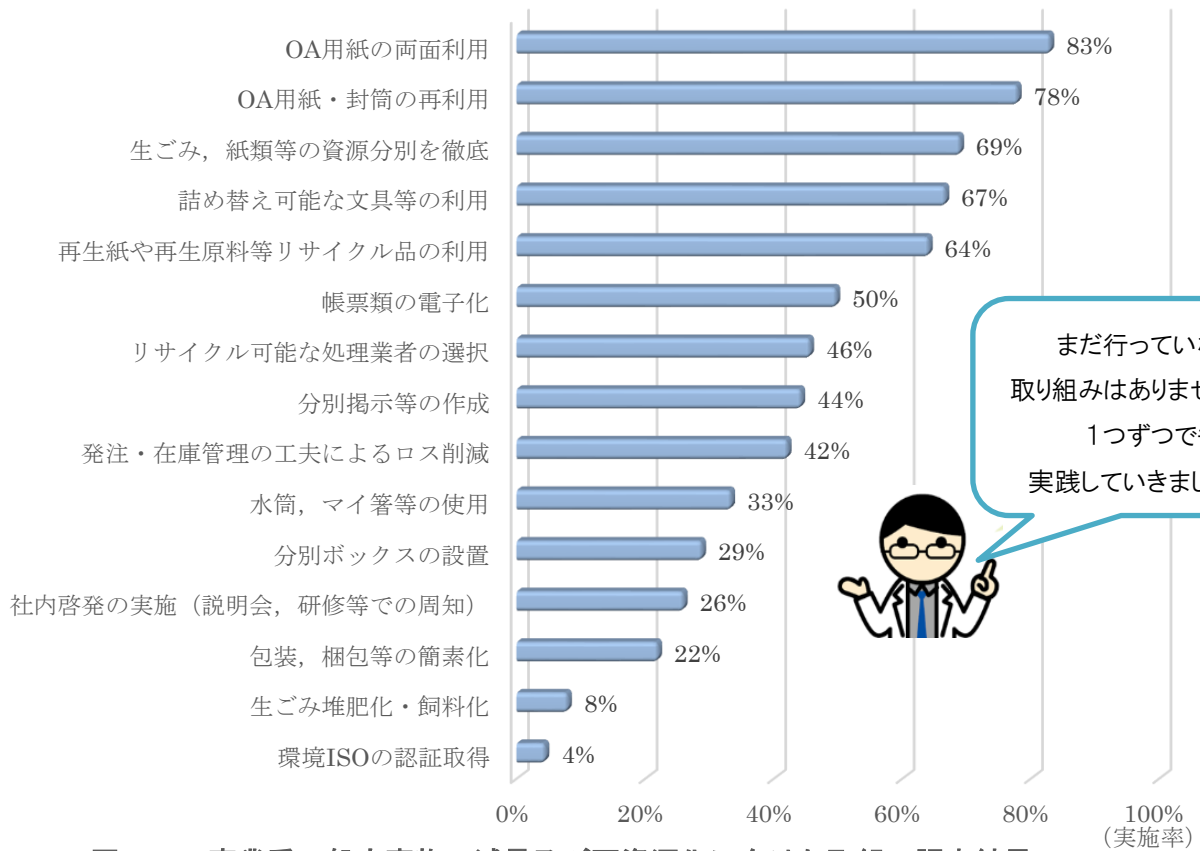


図9 目標排出量

#### 4. 事業所によるごみの減量及び再資源化に向けた取組の調査結果

事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた取組の調査結果は図10のとおりです。「OA用紙の両面利用」については83%、「OA用紙・封筒の再利用」については78%の事業所が取り組んでいます。また、「生ごみ、紙類等の資源分別を徹底」「詰め替え可能な文具等の利用」「再生紙や再生原料等リサイクル品の利用」「帳票類の電子化」についても半数以上の事業所が実施しています。

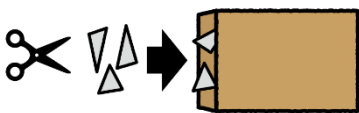


まだ行っていない  
取り組みはありませんか？  
1つつでも  
実践していきましょう！



図10 事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた取組の調査結果

ごみは分別すればするほど処理料金が安くなる可能性があります！  
可燃物の中に含まれている紙類を分別して古紙問屋に持ち込めば、量によっては買い取ってくれる可能性もありますよ。  
ごみ箱の中を確認してみてください。資源が紛れていませんか？  
一人ひとりの心掛け次第で、**ごみが資源**となります。



メモ紙やお菓子の空箱なども封筒や紙袋に入れ、古紙としてリサイクルしましょう！



ごみの減量については、多くの事業者の方々のご協力により、50万人以上の都市の中で、「市民一人一日あたりのごみ排出量」が全国トップレベルの少なさとなっています。各事業所が少しずつ減量や再資源化を行っていくことにより、大きな成果に繋がります。

各事業所の取組事例を参考にいただき、ごみ減量や環境意識の向上にお役立てください。

# 前年度の総評と今年度の目標・取組

ご提出いただいた計画書の中から、前年度の総評と今年度の目標・取組の一部をご紹介します。  
前年度の結果や自社における廃棄物の実態を把握し、目標や取り組みを決定しましょう。  
また、定期的な確認や社内周知も行っていくことが目標達成のポイントです。

## 独自の取組

- ・OA用紙の年間削減目標を設定し、部署ごとに毎月使用量を集計し、達成状況や前年度との比較など周知することにより、購入数・使用数の削減を図りました。

## 前年度の総評

- ・電子決済や電子供覧の取り組みによる資料作成の減少により紙類の排出量が減少しました。
- ・印刷物は裏紙を利用し、2 in 1 を徹底するなど、コピー用紙の削減ができた。

## 今年度の目標・取り組み

- ・雑紙などリサイクルできるものは、可燃物と一緒にしないように分別に心掛けます。



## 独自の取組

- ・よくでるゴミをイラストで分かりやすく表記し、分別を間違えやすいものも一目で分別先がわかるよう表記しました。

## 前年度の総評

- ・在宅ワーク、テレワークの実施により紙類や残飯の排出量が減少しました。

## 今年度の目標・取り組み

- ・生ごみ処理機の更なる活用促進に取り組んでいきます。



## 独自の取組

- ・月に一回、一人一人がECOチェック表を記入し、ECOの意識を高めています。

## 前年度の総評

- ・町内会と提携して段ボール等の資源回収に協力し、前年と比べ資源物の排出量を減量できました。

## 今年度の目標・取り組み

- ・（飲食店で使う）使い捨て食器を環境配慮型の食器へ変更していきます。



# 各事業所の取組事例

## 環境への配慮・ごみ減量

- ・買い物袋持参の呼びかけ
- ・廃油を燃料として再利用
- ・ISO14001の取得・継続
- ・弁当・水筒の持参による、生ごみ等の削減
- ・インクカートリッジのリサイクル
- ・古タオルを雑巾やバスマットとして利用
- ・ペーパータオルの廃止
- ・廃棄前に分別の再確認
- ・3Rポスター配布による周知
- ・テナント店舗へのごみ分別の呼びかけ
- ・製品製造の際の不要材を補修し、B級品として販売し、排出量を削減
- ・LED照明への変更
- ・朝礼でのごみ分別の呼びかけ
- ・不要物の購入を抑え、ごみを減量
- ・詰替え可能な文具などを利用
- ・グリーン購入の促進
- ・充電機の利用
- ・紙ヒモの利用
- ・新入社員へのごみ分別指導の徹底
- ・利用客へのごみの持ち帰りを推進
- ・エコマーク付き商品の利用
- ・職員への環境教育
- ・各種備品の共有

## ごみ箱・ごみ集積場所

- ・分別のしやすいごみ箱の設置
- ・ごみ箱の分別状況を逐一確認
- ・ごみ集積場所に、分別掲示を設置
- ・週に1回、分別のチェックを行い、分別間違いを一覧表にし、注意喚起
- ・ごみ袋に排出部署の名前を記入
- ・事務所内のごみ箱の個数を削減
- ・ごみ箱付近に分別、ごみ削減を促す文書を掲示
- ・ごみ集積場所で、清掃員が分別チェック
- ・ごみ分別を呼びかけ、正しい分別ができていないテナントに再分別を依頼

## 可燃物の減量

- ・献立管理による、残飯の削減
- ・生ごみの水切りを行い、軽量化
- ・利用者にあった食事の提供のため、調査を行い、極力残飯を削減する
- ・弁当残飯の持ち帰りによる、生ごみの削減
- ・生ごみを堆肥化し、再利用
- ・学校と連携し、献立を工夫することにより、給食残飯を削減

## 紙類の減量

- ・OA用紙の両面利用
- ・シュレッダーくずを緩衝材として再利用
- ・電子媒体利用による紙ごみの削減
- ・集約印刷、2in1印刷によるOA用紙の削減
- ・紙ファイルの再利用
- ・図書の電子化
- ・書類の回覧
- ・封筒や段ボールを再利用
- ・紙の6種分別（OA用紙、段ボール、新聞・情報誌、紙パック類、機密書類、本類・雑紙）の徹底
- ・不要印刷の防止
- ・印刷ミス紙を裏紙として再利用
- ・リターナブルコンテナの利用による段ボールごみの削減



## 5. 廃棄物に関するよくあるお問い合わせの回答

廃棄物に関するよくあるお問い合わせの回答を載せています。廃棄物について不明な点がございましたら、廃棄物対策課（089-948-6959）までお問い合わせください。



Q1. なぜ事業系ごみと家庭系ごみでは分別方法が異なるのですか？  
分別方法がわからないのですが、どうすればよいのでしょうか？

A1. 廃棄物処理法により、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち20種類が産業廃棄物に定められ、産業廃棄物でないものは一般廃棄物となります。

家庭から出るごみは全て一般廃棄物（家庭系一般廃棄物）ですが、事業所から出るごみは産業廃棄物と一般廃棄物（事業系一般廃棄物）に分かれます。そのため分別方法が異なります。

例えば、不要になったクリアファイルやボールペン等は、家庭ではプラマークがついていないと「可燃ごみ」になりますが、事業活動に伴って発生したプラスチック製品やビニール製品はすべて産業廃棄物の「廃プラスチック類」になりますので、たとえ同じ製品であっても、分別が異なります。

「事業者用ごみ分別はやわかり帳」を参考に分別を行ってください。



クリアファイル



Q2. 複数の素材からできているものや、分解して処分できないごみはどのように処理すればよいですか？

A2. 排出されるごみの素材によって、個別に対応する必要があります。

例えば、ティッシュペーパー箱のように、分別が可能であれば、紙類と産業廃棄物の廃プラスチック類として処理することができます。

しかし、穴あけパンチのようにプラスチックと金属類といった複数の素材で構成され、分別が困難な場合には、産業廃棄物の廃プラスチック類と金属くずの両方の許可を持った業者に処理を依頼することとなります。



Q3. リサイクルできない紙類とはどのようなものがありますか？

A3. リサイクルできない紙には、ティッシュペーパー、防水加工しているラミネート加工紙、紙皿や紙コップ、写真、カーボン、500ml未満の紙パック等が該当します。

ラミネート加工紙は、両面をコーティングしている場合は産業廃棄物の廃プラスチック類、片面のみ加工している場合は可燃物となります。



リサイクルできない紙類

- ・使用済みの紙ナプキン
- ・ティッシュペーパー
- ・紙皿、紙コップ
- ・500ml未満の紙パック類 等



松山市では「事業者用ごみ分別はやわかり帳」を作成していますので、分別に迷った際にご活用ください。また、松山市ホームページでもご覧いただけます。

※ 松山市 HP (<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>)

事業者用 ごみ分別

検索

